



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 51(5), 235-236
Issue Date	2001-01-17
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15049
Type	bulletin (other)
File Information	51(5)_p235-236.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学会記事

○二〇〇〇年六月八日（木）午後一時三十分より

「初期近代における寛容の問題」

——プーフエンドルフを中心に——

報告者 辻 康夫

出席者 三六名

本報告は、初期近代における自由主義思想と絶対主義思想の距離を測るといふ関心のもとに、宗教的寛容をめぐるプーフエンドルフの思想に分析を加えるものである。

一般に宗教的寛容をめぐる議論においては、複数の重要な価値が追求される。プーフエンドルフにおいては、「平和の維持」、「真の宗教の実現」、「個人の信仰上の自律」が、目指されるべ

き価値として引照される。宗教的寛容の是非は、これらの諸価値が、寛容政策を通じて実現できるか否かの判断に依存する。

プーフエンドルフの思想は、従来、宗教的寛容と親和性を持つものと解釈されてきた。高度に制度化された政治権力の觀念が採用される一方で、権力から自由なコミュニケーションの領域が成立し、教会は後者の領域に属する自発的結社として規定される。また理性主義的・普遍主義的宗教観は、宗派間の論争の争点を無規定事とし、強制の根拠を失わせる。たしかに彼は「平和の維持の目的のために、為政者による公的信仰（国教会）の樹立を認めるが、それは信仰の統制それ自体を目的とするものではなく、またその教義は諸宗派を包摂しうる普遍主義的なものであるから、これは寛容の主張からの著しい逸脱ではない。以上の前提のもとで、彼は国教会制度をみとめつつも、これに寛容政策を組みあわせ、「平和の維持」、「真の宗教の実現」、「個人の信仰上の自律」という価値をともに追求することができた」とされる。

ところが、このような理解は、近年の研究のもたらした次のような知見によって修正を要求されている。すなわちプーフエンドルフは啓示宗教の固有の意義を重視し、これを自然宗教に解消する傾向を強く批判した。また彼は神学上の論争点に関し

てルター派の信条を固守し、ローマ・カトリックはもちろん、改革派との融和をも拒否し、またこれら他宗派への寛容にも積極的でなかつたとされる。

このような知見を前提とする場合、一方で、「真の宗教」を公的信仰として樹立することを認めるプーフェンドルフの議論は、政治権力によるルター派の擁護を正当化するものと解釈される。他方で、これは彼の政治理論の基本構造との不整合を生み出さざるを得ない。元来、為政者の制度化された命令の権力は、意見の多様性を承認しつつ共同行為を可能にする媒体であり、しかもそれは「平和の維持」という世俗的目的の追求においてのみ意味を持ちうる。宗教的真理や、それを追求する個人の自律が本質的な重要性を持つ宗教の領域においては、命令の内容の合理性について被治者が同意しないかぎり、命令は通用性を持ち得ない。仮に「平和の維持」を根拠とする命令であっても、「真の宗教の実現」、「個人の信仰上の自律」といった宗教的価値との深刻な対立を引き起こすことになる。かくして「平和の維持」、「真の宗教の実現」、「個人の信仰上の自律」という要請を、制度化された権力を核とする理論によって折り合わせることは困難になる。これら三つの要請の対立は深刻になり、その解決にはより複雑な方法が必要になる。

以上の問題状況をふまえて、本報告はプーフェンドルフの複雑な議論の解明を行う。プーフェンドルフは「平和の維持」のために国教会制度を是認するが、他方でルター派の立場から「真の宗教」の実質の保全を重視して、宗派間の融和の可能性を制限する。このふたつの論理が組合わさる結果、党派性をもつた宗教的立場が強要されることになる。この構想は「個人の自律」の要請との対立を生ぜしめ、また「真の宗教」をめぐる判断権の所在の問題を先鋭化させざるをえない。プーフェンドルフは寛容政策によってこれを緩和するとともに、「個人の自律」および「真の宗教」の要請に、いくつかの方法によって尊重を与えることで、この対立の回避を試みる。この目的のために彼は、彼の理論本来の制度化された権力とは異質の権力、すなわちコミュニケーションと融合した権威主義的な権力を導入する。この結果、宗教をめぐる自由なコミュニケーションは十分な展開を妨げられることになるのである。

このように、プーフェンドルフの議論は、「平和の維持」、「真の宗教の実現」、「個人の信仰上の自律」という引照点、また高度に制度化された権力と自由なコミュニケーションという基本的枠組を、ロック流の寛容論と共有しつつも、権威主義的権力関係の導入によって、これとは異なる帰結に至るのである。